

## 国立大学法人宮城教育大学学則（案）

平成16年 4月 1日 制定  
令和 年 月 日 最終改正

## 第1編 総則

## 第1章 目的及び業務

## (法人の目的)

第1条 国立大学法人宮城教育大学（以下「法人」という。）は、宮城教育大学（以下「本学」という。）を設置し、大学の教育研究に対する国民の要請にこたえとともに、我が国の高等教育及び学術研究の水準の向上と均衡ある発展を図ることを目的とする。

## (業務の範囲)

第2条 法人は、次の各号に掲げる業務を行う。

- 一 本学を設置し、これを運営すること。
- 二 学生に対し、修学、進路選択及び心身の健康等に関する相談その他の援助を行うこと。
- 三 法人以外の者からの委託を受け、又はこれと共同して行う研究の実施その他の法人以外の者との連携による教育研究活動を行うこと。
- 四 公開講座の開設その他の学生以外の者に対する学習の機会を提供すること。
- 五 本学における研究の成果を普及し、及びその活動を推進すること。
- 六 本学における技術に関する研究の成果の活用を促進する事業であって国立大学法人法施行令（平成15年政令第478号）で定めるものを実施する者に出資すること。
- 七 前各号の業務に附帯する業務を行うこと。

## (教育学部等の目的)

第3条 本学に、教育学部（以下「学部」という。）及び大学院教育学研究科（以下「研究科」という。）を置く。

- 2 学部は、学術の中心として豊かな教養を与えとともに、深く専門の学芸を教授研究し、知的、道徳的及び応用的能力を展開させ、もって有為な教育者を養成し、あわせて学術の深奥を究めて文化の進展に寄与することを目的とする。
- 3 研究科の専門職学位課程は、専門職大学院設置基準（平成15年文部科学省令第16号）第26条に定める教職大学院として、幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校（以下「幼稚園等」という。）の高度の専門的な能力及び優れた資質を有する教員の養成のための教育を行うことを目的とする。

## 第2章 構成

## (学部、課程及び収容定員)

第4条 学部の課程及び収容定員は、次のとおりとする。

課 程	入学定員	収容定員
初等教育教員養成課程	188人	752人
中等教育教員養成課程	107人	428人
特別支援教育教員養成課程	50人	200人

- 2 初等教育教員養成課程に、次の系及びコースを置く。

## 発達・教育学

幼児教育コース 子ども文化コース 教育学コース 教育心理学コース

## 言語・社会系

国語コース 社会コース 英語コミュニケーションコース

## 理数・生活系

数学コース 理科コース 情報・ものづくりコース 家庭科コース  
芸術・体育系

音楽コース 美術コース 体育・健康コース

3 中等教育教員養成課程に、次の専攻を置く。

国語教育専攻 社会科教育専攻 英語教育専攻 数学教育専攻 理科教育専攻  
技術教育専攻 家庭科教育専攻 音楽教育専攻 美術教育専攻 保健体育専攻

4 特別支援教育教員養成課程に、次のコースを置く。

視覚障害教育コース 聴覚・言語障害教育コース 発達障害教育コース  
健康・運動障害教育コース

## 第5条 削除

(研究科の課程)

第6条 研究科に、専門職学位課程を置く。

(研究科の専攻)

第7条 専門職学位課程に、高度教職実践専攻を置く。

(研究科の収容定員)

第8条 研究科の収容定員は、次のとおりとする。

専攻	入学定員	収容定員
高度教職実践専攻	52人	104人

(教育)

第9条 本学に、次のとおり教域を置く。

初等教育 中等教育 芸術体育・生活系教育 特別支援教育 高度教職実践教育

(附属図書館)

第10条 本学に、附属図書館を置く。

2 附属図書館に関する規程は、別に定める。

(附属教育研究施設)

第11条 本学に、次の附属教育研究施設を置く。

- 一 保健管理センター
- 二 情報活用能力育成機構
- 三 キャリアサポートセンター
- 四 防災教育研修機構
- 五 教員キャリア研究機構
- 六 アドミッションオフィス

2 前項に定める附属教育研究施設に関する規程は、別に定める。

(附属学校部)

第11条の2 本学に、附属学校部を置く。

2 附属学校部に関する規程は、別に定める。

(附属学校)

第12条 本学に、次の附属学校を置く。

- 一 幼稚園
- 二 小学校
- 三 中学校

#### 四 特別支援学校

- 2 附属学校に関する規程は、別に定める。

### 第3章 役員等

#### (役員)

第13条 法人に、役員として、その長である学長及び監事を置く。

- 2 法人に、役員として、理事を置く。

#### (役員の仕事及び権限)

第14条 学長は、学校教育法（昭和22年法律第26号）第92条第3項に規定する職務を行うとともに、法人を代表し、その業務を総理する。

- 2 理事は、学長の定めるところにより、学長を補佐して法人の業務を掌理し、学長に事故があるときはその職務を代理し、学長が欠員のときはその職務を行う。
- 3 理事は、総務担当理事、財務担当理事及び連携担当理事とする。
- 4 監事は、法人の業務を監査する。

#### (役員の仕事)

第14条の2 役員は、その業務について、法令、法令に基づいてする文部科学大臣の処分及び法人が定める業務方法書その他の規則を遵守し、法人のため忠実にその職務を遂行しなければならない。

- 2 役員は、その任務を怠ったときは、法人に対し、これによって生じた損害を賠償する責任を負う。
- 3 役員（監事を除く。）は、法人に著しい損害を及ぼすおそれのある事実があることを発見したときは、直ちに、当該事実を監事に報告しなければならない。
- 4 監事は、役員（監事を除く。）が不正の行為をし、若しくは当該行為をするおそれがあると認めるとき、又は法人法若しくは他の法令に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、遅滞なく、その旨を学長に報告するとともに文部科学大臣に報告しなければならない。

#### (役員の評価)

第14条の3 法人の経営及び業務の執行状況等の適切性や透明性を図るため、役員に対する評価を行う。

- 2 前項に定める学長の評価については、監事及び国立大学法人宮城教育大学学長選考会議規程（平成17年5月23日制定）第3条第1号に定める委員が行い、理事については学長及び監事が行う。
- 3 役員の評価について必要な事項は別に定める。

#### (役員の任命及び任期)

第15条 学長の任期は、学長選考会議の議を経て、法人の規則で定める。

- 2 理事は学長が任命し、任期は学長に準ずるものとする。
- 3 監事は、文部科学大臣が任命し、任期は、その任命後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する準用通則法第38条第1項の規定による同項の財務諸表の承認の時までとする。ただし、補欠の監事の任期は、前任者の残任期間とする。

#### (副学長)

第16条 本学に、副学長を置く。

- 2 副学長は、学長を助け、命を受けて校務をつかさどる。
- 3 副学長は、総務担当副学長、財務担当副学長、連携担当副学長及び学務担当副学長とし、総務担当理事が総務担当副学長を、財務担当理事が財務担当副学長を、連携担当理事が連携担当副学長をそれぞれ兼ねる。
- 4 学務担当副学長は、教授をもって充てる。

(副学長の指名及び任期)

第17条 学務担当副学長は、学長が指名し、任期は2年とする。

#### 第4章 職員組織

(職員組織)

第18条 法人の職員として、次の者を置く。

教授 准教授 講師 助教 助手  
副校(園)長 教頭 主幹教諭 教諭 養護教諭 栄養教諭  
事務職員 技術職員 教務職員

#### 第5章 会議等

(役員会)

第19条 法人に、本学の重要事項について学長の意思決定に先立ち審議を行う機関として、役員会を置く。

- 2 役員会は、学長及び理事で構成する。
- 3 役員会構成員に、学務担当副学長、附属図書館長及び附属学校部長を加え、大学運営会議という。
- 4 役員会(大学運営会議を含む)に関する規程は、別に定める。

(経営協議会)

第20条 法人に、法人の経営に関する重要事項を審議する機関として、経営協議会を置く。

- 2 経営協議会に関する規程は、別に定める。

(教育研究評議会)

第21条 法人に、本学の教育研究に関する重要事項を審議する機関として、教育研究評議会を置く。

- 2 教育研究評議会に関する規程は、別に定める。

(経営協議会と教育研究評議会の合同会議)

第22条 法人の経営と本学の教育研究に共通の重要事項を審議する機関として、経営協議会と教育研究評議会の合同会議を置くことができる。

- 2 前項の合同会議に関し必要な事項は、国立大学法人宮城教育大学経営協議会規程及び国立大学法人宮城教育大学教育研究評議会規程を準用する。

(学長選考会議)

第23条 法人に、学長候補者選考を行う機関として、学長選考会議を置く。

- 2 学長選考及び学長選考会議に関する規程は、学長選考会議の議を経て、別に定める。

(教員人事会議)

第23条の2 法人に、第18条に規定する教授、准教授、講師、助教及び助手の配置、採用及び昇任並びに人事制度の策定、管理及び運営を審議する機関として、教員人事会議を置く。

- 2 教員人事会議に関する規程は、別に定める。

(教授会)

第24条 本学に、教授会を置く。

- 2 教授会に関する規程は、別に定める。

(専門委員会)

第25条 本学に、役員会及び大学運営会議から付託された専門的事項を調査立案するため、専門委員会を置く。

2 専門委員会に関する規程は、別に定める。

(講座会議)

第26条 本学の講座に、学部の専任教員で構成する講座会議を置く。

2 講座会議に関する規程は、別に定める。

## 第6章 事務局等

(法人室)

第27条 法人に、法人室を置く。

2 法人室に関する規程は、別に定める。

(事務局)

第28条 法人に、事務局を置く。

2 事務局に関する規程は、別に定める。

## 第2編 大学

### 第1章 通則

#### 第1節 学年・学期及び休業日等

(学年及び学期)

第29条 学年は、4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

2 学年を分けて、次の2学期とする。

前期 4月1日から9月30日まで

後期 10月1日から翌年3月31日まで

(休業日)

第30条 休業日は、次のとおりとする。

日曜日及び土曜日

国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

本学創立記念日 10月18日

春季休業 4月1日から4月7日まで

夏季休業 8月6日から9月30日まで

冬季休業 12月25日から翌年1月7日まで

2 休業日は、必要により変更することがある。

3 第1項に定める休業日のほか、臨時に休業を必要とする場合は、その都度定める。

(入学時期)

第31条 入学の時期は、学年の始めとする。

#### 第2節 教員免許状

(教育職員免許状の取得資格)

第32条 教員の免許状授与の所要資格を取得しようとする者は、学部において教育職員免許法（昭和24年法律第147号。以下「免許法」という。）及び同法施行規則（昭和29年文部省令第26号。以下「施行規則」という。）に定める所要の単位を修得しなければならない。

2 幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の教諭の1種免許状授与の所要資格を有する者で、当該免許状に係る専修免許状授与の所要資格を取得しようとするものは、研究科において免許法及び施行規則に定める所要の単位を修得しなければならない。

3 前2項の規定により所要の単位を修得した者が取得できる教員の免許状の種類及び免許教科は、別表のとおりとする。

### 第3節 検定料、入学料及び授業料

#### (検定料等)

第33条 検定料、入学料、授業料及び寄宿料（以下「検定料等」という。）の額及びその徴収方法については、本学の定めるところによる。

2 検定料等の免除、入学料、授業料の徴収猶予等の取扱いについては、別に定める。

#### (授業料の徴収方法)

第34条 授業料は、所定の金額を、次の2期に分けて徴収する。

前期	納付期限	4月30日
後期	納付期限	10月31日

2 前項の規定にかかわらず、入学する年度の前期及び後期に係る授業料については、本人の申し出により、第49条第1項に規定する入学料を徴収するときに、併せて徴収することができる。

3 第1項の規定にかかわらず、本人の申し出があった場合には、前期に係る授業料を徴収するときに、当該年度の後期に係る授業料を併せて徴収することができる。

### 第35条 (削除)

#### (退学等における授業料)

第36条 退学し、除籍され、又は退学を命ぜられた者は、別に定める場合を除くほか、その期の授業料を納付しなければならない。

2 停学を命ぜられた者は、その期間中の授業料を納付しなければならない。

#### (検定料等の返付)

第37条 既に納付した検定料等は、これを返付しない。ただし、授業料については第2項及び第3項に定める場合、検定料については別に定める場合に返付することができる。

2 入学を許可するときに授業料を納付した者が、3月31日まで入学を辞退した場合には、納付した者の申し出により、当該授業料相当額を返付する。

3 前期分授業料徴収の際、後期分授業料を併せて納付した者が、後期分授業料徴収時前に休学又は退学した場合には、後期分の授業料に相当する額を返付する。

### 第4節 賞罰

#### (表彰)

第38条 学業などにおいて、優秀な成績を修めた者を表彰することがある。

2 表彰に関する規程については、別に定める。

#### (懲戒)

第39条 学生の本分に反し、以下の行為をした者を、懲戒する。

- 一 刑法上の犯罪を犯した者
- 二 重大な違法行為を行った者
- 三 学内の秩序を著しく阻害した者
- 四 その他、学生の遵守すべき規則に違反する行為を繰り返す者

2 懲戒は、退学、停学及び訓告とする。

3 停学が3月以上にわたるときは、その期間は、在学期間に算入しない。

4 懲戒に関する規程は、別に定める。

### 第5節 学生寮

#### (学生寮)

第40条 本学に、学生寮を置く。

2 寄宿料は、別に定める金額を、毎月別に定める日に徴収する。

- 3 寄宿料に関する規程は、第35条から第37条の規定を準用する。
- 4 学生寮に関する規程は、別に定める。

## 第6節 保健

(保健)

- 第41条 毎学年定期に、学生の健康診断を行う。
- 2 学生の保健に関する規程は、別に定める。

## 第2章 学部

### 第1節 修業年限・在学期間

(修業年限)

- 第42条 修業年限は、4年とする。

(在学期間)

- 第43条 在学期間は、6年を超えることができない。ただし、別に定める特別の事由がある場合に限り、2年を超えない範囲内で、在学期間の延長を許可することがある。
- 2 前項に定める在学期間の延長の許可は、教授会の議を経て、学長が行う。

### 第2節 入学、再入学、転入学及び編入学

(入学資格)

- 第44条 入学資格は、次の各号の一に該当する者とする。
- 一 高等学校又は中等教育学校を卒業した者
  - 二 通常の課程による12年の学校教育を修了した者
  - 三 外国において学校教育における12年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定したもの
  - 四 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
  - 五 専修学校の高等課程（修業年限が3年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者
  - 六 文部科学大臣の指定した者
  - 七 高等学校卒業程度認定試験規則による高等学校卒業程度認定試験に合格した者（旧規程による大学入学資格検定規程（昭和26年文部省令第13号）（以下旧検定という。）に合格した者を含む。）
  - 八 学校教育法第90条第2項の規定により大学に入学した者であって、本学において、本学における教育を受けるにふさわしい学力があると認めたもの
  - 九 本学において、個別の入学資格審査により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、18歳に達したもの

(入学志願)

- 第45条 入学、再入学、転入学又は編入学を志願する者は、別に定めるところにより、入学願書に本学に定める額の検定料を添えて願い出なければならない。

(入学者の選考)

- 第46条 入学者の選考は、別に定めるところにより行う。

(再入学)

- 第47条 本学を退学した者で再入学を志願するものがあるときは、選考の上、再入学を許可することがある。

(転入学、編入学)

- 第48条 次の各号の一に該当する者は、欠員のある場合に限り、選考の上、第3年次に

転入学又は編入学を許可することがある。

- 一 他の大学で2年以上修業した者
- 二 その他法令で定める者

(入学の手続)

第49条 第46条から前条までの選考に合格した者は、所定の日までに所定の書類を提出し、別に定めた額の入学料を納付しなければならない。ただし、別に定める入学料免除願又は入学料徴収猶予願の提出をした者については、入学料の納付がなくとも入学を許可することがある。

- 2 前項ただし書の入学料免除願を提出した者については、入学料の全部又は一部を免除することがある。
- 3 第1項ただし書の入学料徴収猶予願を提出した者については、入学料の徴収を猶予することがある。

(入学の許可)

第50条 入学、再入学、転入学又は編入学の許可は、前条の手続きを行った者について、教授会の議を経て、学長が行う。

(既修得の単位等の認定)

第51条 再入学、転入学又は編入学を許可された者の既に修得した授業科目及び単位数並びに在学期間については、審査の上、その全部又は一部を認める。

- 2 本学、他の大学若しくは短期大学又は外国の大学若しくは短期大学を卒業又は中途退学した者で、第46条の入学選考により入学を許可された者の当該卒業又は中途退学をした大学又は短期大学において修得した授業科目及び単位数については、審査の上、本学において修得したものと認めることができる。
- 3 前項により修得したものと認めることができる授業科目は、基礎教育科目及び基盤教養科目に区分される科目とし、単位数は、合わせて30単位までとする。

### 第3節 留学、休学、復学、退学及び除籍

(留学)

第52条 外国の大学又は短期大学で学修しようとする者は、学長の許可を得て、留学することができる。

- 2 前項の留学期間は、第64条の期間に含まれるものとする。

(休学)

第53条 疾病その他やむを得ない事由により3月以上修学できない者は、学長の許可を得て、休学することができる。

- 2 前項に定めるもののほか、疾病により修学することが適当でないと認められる者については、休学を命ずることがある。

(休学期間)

第54条 休学期間は、1年以内とする。ただし、特別の事由がある場合は、学長の許可を得て、引き続き休学することができる。

- 2 休学期間は、通算して3年を超えることができない。
- 3 休学期間は、在学期間に算入しない。

(復学)

第55条 休学期間内にその事由が消滅した場合は、学長の許可を得て、復学することができる。

- 2 3月未滿で休学の理由が消滅して復学した場合は、その期間は休学期間に算入しない。

(退学)

第56条 退学しようとする者は、願い出て、学長の許可を受けなければならない。

(退学等の手続)

第57条 第52条から前条までの規定に基づく留学、休学、復学及び退学に必要な手続は、別に定める。

(除籍)

第58条 次の各号の一に該当する者は、その学籍を除く。

- 一 入学料の免除若しくは徴収猶予を願い出て、免除若しくは徴収猶予を許可されなかった者又は一部免除若しくは徴収猶予を許可された者で所定の日までにこれを納付しない者
- 二 授業料の納付を怠り、催告を受けてもなおこれを納付しない者
- 三 在学期間を超えた者
- 四 休学期間が通算して3年を超えてなお復学できない者
- 五 長期にわたり行方不明の者

(退学等の許可又は決定)

第59条 この節に定める留学、休学、復学、退学及び除籍の許可又は決定は、教授会の議を経て、学長が行う。

#### 第4節 教育課程及び履修方法等

(授業科目の区分)

第60条 授業科目は、基礎教育科目、基盤教養科目、現代的課題科目及び専門教育科目に分ける。

(教育課程及び履修方法等)

第61条 卒業に必要な修得単位数は、次のとおりとする。

課程・系		基礎教育科目	基盤教養科目	現代的課題科目	専門教育科目	自由選択科目	合計
初等教育 教員養成 課程	発達・ 教育系	16以上	6以上	—	109以上	2以上	133以上
	その他 の系			8以上	101以上		
中等教育 教員養成課程		16以上	6以上	8以上	89以上	14以上	133以上
特別支援教育 教員養成課程		16以上	6以上	—	108以上 又は 112以上	6以上 又は 2以上	136以上

2 教育課程及び履修方法等に関する細目は、別に定める。

(授業の方法)

第61条の2 授業は、講義、演習、実験若しくは実技のいずれかにより又はこれらの併用により行う。

2 前項の授業は、文部科学大臣が別に定めるところにより、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。

(単位の修得)

第62条 授業科目を履修し、その試験に合格した者は、単位を修得できる。

(他の大学、短期大学又は高等専門学校の専攻科における授業科目の履修等)

第63条 本学が教育上有益と認めるときは、他の大学、短期大学又は高等専門学校の専攻科（以下「他の大学等」という。）における授業科目の履修を認めることができる。

- 2 前項により履修した授業科目については、教授会の議を経て30単位を超えない範囲内で、本学において修得したものとみなすことができる。
- 3 前2項は、第52条の規定による留学の場合に準用する。
- 4 他の大学等における授業科目の履修等に関する細目は、別に定める。

#### 第5節 卒業及び学位授与

##### (卒業)

- 第64条 4年以上在学し、第61条に定める単位数を修得した者について、学長は、教授会の議を経て、卒業を認める。
- 2 前項の卒業に必要な単位数のうち、第61条の2第2項に規定する授業方法により取得できる単位数は、60単位までとする。

##### (学位の授与)

- 第65条 卒業を認められた者については、学士の学位を授与する。
- 2 前項に規定するもののほか、学士の学位授与に関し必要な事項は、本学学位規程の定めるところによる。

#### 第6節 学部の研究生、科目等履修生及び特別聴講学生

##### (研究生)

- 第66条 大学を卒業した者又は短期大学卒業若しくはこれと同等以上の学力を有すると認められる者で、本学において特定の専門事項を研究することを願い出るものがあるときは、教育及び研究に支障のない限り、選考の上、研究生として入学を許可することができる。
- 2 研究生に関する規程は、別に定める。

##### (科目等履修生)

- 第67条 高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者又はこれと同等以上の学力を有すると認められる者で、本学において1科目又は数科目を選んで履修することを願い出るものがあるときは、教育に支障のない限り、選考の上、科目等履修生として入学を許可することができる。
- 2 科目等履修生に関する規程は、別に定める。

##### (特別聴講学生)

- 第68条 他の大学等又は外国の大学の学生で、本学の授業科目の履修を志願する者があるときは、当該他の大学等又は外国の大学と協議して定めるところにより、特別聴講学生として受入れを許可することがある。
- 2 特別聴講学生に関する規程は、別に定める。

#### 第69条～第76条 削除

### 第4章 研究科

#### 第1節 修業年限・在学期間

##### (修業年限)

- 第77条 標準修業年限は、2年とする。
- 2 学生が職業を有している等の事情により、前項に定める標準修業年限を越えて計画的に教育課程を履修し、修了することを希望する場合は、修業年限を3年又は4年とすることができる。
  - 3 前項の取扱いについては、別に定める。

##### (在学期間)

- 第78条 在学期間は、通算4年を超えることができない。ただし、前条第2項の適用を受けた学生については、許可された修業年限に2年を加えた期間まで在学することがで

きる。

## 第2節 入学、再入学及び転入学

### (入学資格)

第79条 専門職学位課程への入学資格は、次の各号の一つに該当し、かつ、免許法に定める幼稚園、小学校、中学校又は高等学校教諭の一種免許状のいずれかを有するものとする。

- 一 大学を卒業した者
- 二 学校教育法（昭和22年法律第26号）第104条第4項の規定により学士の学位を授与された者
- 三 外国において、学校教育における16年の課程を修了した者
- 四 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における16年の課程を修了した者
- 五 我が国において、外国の大学の課程（その修了者が当該外国の学校教育における16年の課程を修了したとされるものに限る。）を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者
  - 五の二 外国の大学その他の外国の学校（その教育研究活動等の総合的な状況について、当該外国の政府又は関係機関の認証を受けた者による評価を受けたもの又はこれに準ずるものとして文部科学大臣が別に指定するものに限る。）において、修業年限が3年以上である課程を修了すること（当該外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該課程を修了すること及び当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって前号の指定を受けたものにおいて課程を修了することを含む。）により、学士の学位に相当する学位を授与された者
- 六 専修学校の専門課程（修業年限が4年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者
- 七 文部科学大臣の指定した者
- 八 大学に3年以上在学した者、外国において学校教育における15年の課程を修了した者又は外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における15年の課程を修了した者であって、本研究科において、所定の単位を優秀な成績で修得したものと認めたもの
- 九 学校教育法第102条第2項の規定により大学院に入学した者であって、本研究科において、本研究科における教育を受けるにふさわしい学力があると認めたもの
- 十 本研究科において、個別の入学資格審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、22歳に達したもの

### (入学志願)

第80条 本研究科に入学を志願する者は、別に定めるところにより、入学願書に本学に定める額の検定料を添えて願い出なければならない。

### (入学者の選考)

第81条 入学者の選考は、別に定めるところにより行う。

### (再入学)

第82条 本研究科を退学した者で、2年以内に再入学を志願するものがあるときは、欠員のある場合に限り、選考の上、再入学を許可することがある。

## (転入学)

第83条 本研究科に転入学を志願する者があるときは、欠員のある場合に限り、選考の上、転入学を許可することがある。

## (入学の手続)

第84条 第81条から前条までの選考により合格した者は、所定の期日までに、別に定める書類を提出し、かつ、入学料を納付しなければならない。ただし、入学料については、第49条の規定を準用するものとする。

## (入学の許可)

第85条 入学、再入学及び転入学の許可は、前条の手続きを行った者について、教授会の議を経て、学長が行う。

## (既修得単位の認定)

第86条 本研究科において教育上有益と認めるときは、本研究科に入学を許可された者が、本研究科に入学する前に本研究科、他の大学院又は外国の大学院において履修した授業科目について修得した単位（大学院設置基準（昭和49年文部省令第28号）第15条に規定する科目等履修生として修得した単位を含む。）を、審査の上、本研究科において修得したものとみなすことができる。

2 前項の規定により本研究科において修得したとみなすことのできる単位数は、第99条第2項の単位を含めて18単位までとする。

## 第3節 留学、休学、転学、退学及び除籍

## (留学)

第87条 外国の大学院で学修しようとする者は、学長の許可を得て、留学することができる。

2 第99条の規定は、前項の留学の場合に準用する。

3 第1項の留学期間は、第102条の期間に含まれるものとする。

## (休学)

第88条 疾病その他やむを得ない事情により3月以上修学できない者は、学長の許可を得て、休学することができる。

2 前項に定めるもののほか、疾病により修学することができないと認める者については、休学を命ずることがある。

## (休学期間)

第89条 休学期間は、1年以内とする。ただし、特別の事由のある場合は、学長の許可を得て、引き続き休学することができる。

2 休学期間は、通算して2年を超えることができない。

3 休学期間は、在学期間に算入しない。

## (転学)

第90条 他の大学院に転学しようとする者は、願い出て、学長の許可を得なければならない。

## (退学)

第91条 退学しようとする者は、願い出て、学長の許可を受けなければならない。

## (退学等の手続)

第92条 第87条から前条までの規定に基づく留学、休学、転学及び退学に必要な手続

きは、別に定める。

(除籍)

第93条 除籍については、第58条の規定を準用する。この場合において、同条第4号中「3年」とあるのは「2年」と読み替えるものとする。

(退学等の許可又は決定)

第94条 この節に定める留学、休学、復学、退学及び除籍の許可又は決定は、教授会の議を経て、学長が行う。

#### 第4節 教育課程及び履修方法等

(履修方法)

第95条 専門職学位課程の教育は、授業科目の授業により行うものとする。

(教育方法の特例)

第96条 教育上特別の必要があると認められる場合には、夜間その他特定の時間又は時期において授業又は研究指導を行う等の適当な方法により教育を行うことができる。

(授業科目及び履修方法等)

第97条 研究科の授業科目、単位数並びに履修方法等については、別に定める。

(指導教員)

第98条 学長は、専門職学位課程における授業科目の履修の指導を行うために、教授会の議を経て、学生ごとに指導教員を定める。

(他の大学院又は外国の大学院における履修等)

第99条 学生が他の大学院又は外国の大学院の授業科目を履修することが教育上有益であると本研究科において認めるときは、あらかじめ、当該他の大学院又は外国の大学院と協議の上、学生が当該他の大学院又は外国の大学院の授業科目を履修することができる。

2 前項の規定により、修得した単位は、教授会の議を経て、第86条第2項及び第102条の2第2項の単位を含めて18単位を超えない範囲で、本研究科において修得したものとみなすことができる。

#### 第100条 削除

##### 第5節 課程修了及び学位授与

(単位修得の認定)

第101条 履修した授業科目の単位の認定は、筆記試験、口述試験、実技試験又は研究報告により行う。

(課程の修了)

第102条 専門職学位課程の修了は、研究科に2年以上在学し、第97条の規定に基づく授業科目について46単位以上を修得しなければならない。

2 専門職学位課程において教育上有益と認めるときは、入学する前の幼稚園等の教員としての実務の経験を有する者について、幼稚園等その他の関係機関で行う実習により修得する10単位のうち、4単位までを免除することができる。

第102条の2 前条に定める要件を満たした者について、学長は、教授会の議を経て、修了を認める。

(学位の授与)

第103条 修了を認められた者については、教職修士(専門職)の学位を授与する。

2 前項に規定するもののほか、教職修士(専門職)の学位授与に関し必要な事項は、本学学位規程の定めるところによる。

第6節 大学院の研究生、科目等履修生、特別聴講学生及び特別研究学生

(研究生)

第104条 修士若しくは教職修士(専門職)の学位を有する者又は大学を卒業し3年以上の研究、教職歴を有する者で、本研究科において特定の専門事項を研究することを願い出るものがあるときは、教育及び研究に支障のない限り、選考の上、研究生として入学を許可することがある。

2 研究生に関する規程は、別に定める。

(科目等履修生)

第105条 大学を卒業した者又はこれと同等以上の学力を有すると認められる者で、本研究科において1科目又は数科目を選んで履修することを願い出るものがあるときは、教育に支障がない限り、選考の上、科目等履修生として入学を許可することができる。

2 科目等履修生に関する規程は、別に定める。

(特別聴講学生)

第106条 他の大学院又は外国の大学院の学生で、本研究科の授業科目の履修を志願するものがあるときは、当該他の大学院又は外国の大学院と協議して定めるところにより、特別聴講学生として受入れを許可することがある。

2 特別聴講学生に関する規程は、別に定める。

(特別研究学生)

第107条 他の大学院又は外国の大学院の学生で、本研究科において研究指導を受けることを志願するものがあるときは、当該他の大学院又は外国の大学院と協議して定めるところにより、特別研究学生として受入れを許可することがある。

2 特別研究学生に関する規程は、別に定める。

第3編 公開講座等

(公開講座等)

第108条 現職教員等の研修及び社会人の教養を高め、文化の向上に資するため、本学に公開講座を開設することがある。

2 公開講座等に関する事項については、その都度定める。

第4編 改廃

(改廃)

第109条 この学則の改廃は、経営協議会又は教育研究評議会の議を経て、学長が行う。

附 則 (16規第1号制定)

1 この学則は、平成16年4月1日から施行する。

2 この学則の施行日において、施行日前の規程によることが必要なものについては、なお従前の例による。

附 則

この学則は、平成16年9月15日から施行する。

附 則

この学則は、平成16年12月8日から施行する。

附 則

この学則は、平成17年3月16日から施行する。

附 則

この学則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成17年12月7日から施行する。

附 則 (19 規第6号改正)

1 この学則は、平成19年4月1日から施行する。

2 平成19年3月31日において現に学部学生として在学する者で、平成19年4月1日以降において引き続き在学する者の取扱いについては、この学則にかかわらず、なお従前の例による。

附 則 (19 規第7号改正)

この学則は、平成19年11月14日から施行する。

附 則 (20 規第4号改正)

この学則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則 (20 規第2号改正)

1 この学則は、平成20年4月1日から施行する。

2 平成20年3月31日において現に大学院学生として在学する者で、平成20年4月1日以降において引き続き在学する者の取扱いについては、この学則にかかわらず、なお従前の例による。

3 この学則において、第35条第2項、第85条、第94条、第99条第2項及び第102条の3にある「教授会」とあるのは、専門職学位課程については、第24条の2に定める「教員会議」とする。

附 則 (20 規第3号改正)

この学則は、平成20年5月21日から施行し、平成20年4月1日から適用する。

附 則 (20 規第4号改正)

この学則は、平成20年11月19日から施行し、平成20年4月1日から適用する。

附 則 (22 規第1号改正)

この学則は、平成22年4月27日から施行し、平成22年4月1日から適用する。

附 則 (23 規第2号改正)

この学則は、平成23年4月1日から施行する。ただし、第11条第1項第7号の規定については、平成23年1月20日から適用する。

附 則 (24 規第1号改正)

1 この学則は、平成24年4月1日から施行する。

2 改正後の第11条第1項第9号の規定については、平成23年6月28日から適用する。

3 第33条第2項の規定における検定料の免除は、平成23年8月1日から適用する。

附 則 (25 規第8号改正)

この学則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則 (27 規第1号改正)

1 この学則は、平成27年4月1日から施行する。

2 この規則の施行の日の前日において現に監事である者については、改正後の第15条の規定にかかわらず、なお、従前の例による。

附 則 (28 規第1号改正)

この学則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則 (29 規第2号改正)

この学則は、平成29年3月1日から施行する。

附 則 (29 規第 2 3 号改正)

この学則は、平成29年6月28日から施行する。

附 則 (29 規第 2 5 号改正)

この学則は、平成29年9月20日から施行し、平成29年7月1日から適用する。

附 則 (30 規第 3 4 号改正)

1 この学則は、平成31年4月1日から施行する。

2 平成31年3月31日において現に学部学生として在学する者で、平成31年4月1日以降において引き続き在学するものの取扱いについては、この学則にかかわらず、なお、従前の例による。

3 平成31年3月31日において現に大学院学生として在学する者で、平成31年4月1日以降において引き続き在学する者の取扱いについては、この学則にかかわらず、なお、従前の例による。

附 則 (31 規第 2 号改正)

この学則は、平成31年4月1日から施行する。

附 則 (令元規第 1 5 号改正)

この学則は、令和元年6月21日から施行し、令和元年6月1日から適用する。

附 則 (令 2 規第 7 号改正)

この学則は、令和2年4月1日から施行する。

附 則 (令 2 規第 4 7 号改正)

この学則は、令和2年4月24日から施行し、令和2年4月1日から適用する。

附 則 (令〇規第〇号改正)

1 この学則は、令和3年4月1日から施行する。

2 令和3年3月31日において現に大学院学生として在学する者で、令和3年4月1日以降において引き続き在学する者の取扱いについては、この学則にかかわらず、なお従前の例による。

別表（第32条第1項及び第3項関係）

課程	免許状の種類	免許教科又は領域
初等教育 教員養成課程	幼稚園教諭 1種免許状	
	小学校教諭 1種免許状	
中等教育 教員養成課程	中学校教諭 1種免許状	国語、社会、数学、理科、音楽、 美術、保健体育、技術、家庭、英語
	高等学校教諭 1種免許状	国語、地理歴史、公民、数学、 理科、音楽、美術、保健体育、 家庭、工業、英語
特別支援教育教 員養成課程	特別支援学校教諭 1種免許状	視覚障害者に関する教育の領域、 聴覚障害者に関する教育の領域、 知的障害者に関する教育の領域、 肢体不自由者に関する教育の領域、 病弱者に関する教育の領域

別表（第32条第2項及び第3項関係）

専攻	教員の免許状の種類（免許教科又は領域）
高度教職実践専攻	幼稚園教諭専修免許状 小学校教諭専修免許状 中学校教諭専修免許状 （国語）（社会）（数学）（理科） （音楽）（美術）（保健体育）（技術） （家庭）（英語） 高等学校教諭専修免許状 （国語）（地理歴史）（公民）（数学） （理科）（音楽）（美術）（保健体育） （家庭）（工業）（英語）

## 変更事項

(国立大学法人宮城教育大学学則)

### 《変更理由》

本学大学院教育学研究科の修士課程（2専攻）を廃止し、専門職学位課程（教職大学院）に一本化するため。

### 《変更点》

大学院教育学研究科修士課程特別支援教育専攻及び教科教育専攻を廃止し、専門職学位課程（教職大学院）を設置し、入学定員及び収容定員を変更する。

国立大学法人宮城教育大学学則の一部改正（新旧対照表）

1. 改正理由

令和3年度から教育学研究科の修士課程（2専攻）を廃止し、専門職学位課程（教職大学院）に1本化するにあたり改正を行うもの。

2. 改正案対照表

（現 行）

（ 改 正 案 ）

国立大学法人宮城教育大学学則 平成16年 4月 1日制定 令和 2年 4月 24日最終改正	国立大学法人宮城教育大学学則 平成16年 4月 1日制定 令和 年 月 日最終改正
第1条～第2条 （省略）	第1条～第2条 （同左）
（教育学部等の目的）	（教育学部等の目的）
第3条 本学に、教育学部（以下「学部」という。）及び大学院教育学研究科（以下「研究科」という。）を置く。	第3条 本学に、教育学部（以下「学部」という。）及び大学院教育学研究科（以下「研究科」という。）を置く。
2 （省略）	2 （同左）
<u>3 研究科の修士課程は、広い視野に立って精深な学識を授け、学校教育の場における理論と実践の研究能力を高め、教育研究の推進と教育実践の向上に資する高度の能力を養うことを目的とする。</u>	<u>3 削る。</u>
<u>4 研究科の専門職学位課程は、専門職大学院設置基準（平成15年文部科学省令第16号）第26条に定める教職大学院として、幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校（以下「幼稚園等」という。）の高度の専門的な能力及び優れた資質を有する教員の養成のための教育を行うことを目的とする。</u>	<u>3 研究科の専門職学位課程は、専門職大学院設置基準（平成15年文部科学省令第16号）第26条に定める教職大学院として、幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校（以下「幼稚園等」という。）の高度の専門的な能力及び優れた資質を有する教員の養成のための教育を行うことを目的とする。</u>
第4条～第5条 （省略）	第4条～第5条 （同左）
（研究科の課程）	（研究科の課程）
第6条 研究科に、 <u>修士課程及び専門職学位課程</u> を置く。	第6条 研究科に、専門職学位課程を置く。
（研究科の専攻及び専修）	（研究科の専攻）

第7条 修士課程に、専攻を置く。

2 専攻に、専修を置く。

3 前2項の専攻及び専修は、次のとおりとする。

<u>特別支援教育専攻</u>	<u>特別支援教育専修</u>
<u>教科教育専攻</u>	<u>国語教育専修</u>
	<u>社会科教育専修</u>
	<u>数学教育専修</u>
	<u>理科教育専修</u>
	<u>音楽教育専修</u>
	<u>美術教育専修</u>
	<u>保健体育専修</u>
	<u>生活系教育専修</u>
	<u>英語教育専修</u>

第7条の2 専門職学位課程に、高度教職実践専攻を置く。

(研究科の収容定員)

第8条 研究科の収容定員は、次のとおりとする。

専攻	入学定員	収容定員
<u>特別支援教育専攻</u>	<u>3人</u>	<u>6人</u>
<u>教科教育専攻</u>	<u>22人</u>	<u>44人</u>
<u>高度教職実践専攻</u>	<u>32人</u>	<u>64人</u>

(講座)

第9条 学部に、次のとおり修士講座を置く。

国語教育 社会科教育 数学教育 理科教育 音楽教育 美術教育 保健体育 家庭科教育 技術教育 英語教育 特別支援教育 幼児教育 学校教育

第10条～第24条 (省略)

(教員会議)

第24条の2 本学の専門職学位課程に、教員会議を置く。

第7条 削る。

第7条 専門職学位課程に、高度教職実践専攻を置く。

(研究科の収容定員)

第8条 研究科の収容定員は、次のとおりとする。

専攻	入学定員	収容定員
<u>高度教職実践専攻</u>	<u>52人</u>	<u>104人</u>

(教域)

第9条 本学に、次のとおり教域を置く。

初等教育、中等教育、芸術体育・生活系教育、特別支援教育、高度教職実践教育

第10条～第24条 (同左)

(教員会議)

第24条の2 削る。

2 教員会議に関する規程は、別に定める。

第25条～第78条 (省略)

(入学資格)

第79条 修士課程への入学資格は、次の各号の一に該当する者とする。

- 一 大学を卒業した者
- 二 学校教育法(昭和22年法律第26号)第104条第4項の規定により学士の学位を授与された者
- 三 外国において、学校教育における16年の課程を修了した者
- 四 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における16年の課程を修了した者
- 五 我が国において、外国の大学の課程(その修了者が当該外国の学校教育における16年の課程を修了したとされるものに限る。)を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者
- 五の二 外国の大学その他の外国の学校(その教育研究活動等の総合的な状況について、当該外国の政府又は関係機関の認証を受けた者による評価を受けたもの又はこれに準ずるものとして文部科学大臣が別に指定するものに限る。)において、修業年限が3年以上である課程を修了すること(当該外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該課程を修了すること及び当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって前号の指定を受けたものにおいて課程を修了することを含む。)により、学士の学位に相当する学位を授与された者
- 六 専修学校の専門課程(修業年限が4年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。)で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者
- 七 文部科学大臣の指定した者
- 八 大学に3年以上在学した者、外国において学校教育における15年の課程を修了した者又は外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における15年の

第25条～第78条 (同左)

(入学資格)

第79条 専門職学位課程への入学資格は、次の各号の一つに該当し、かつ、免許法に定める幼稚園、小学校、中学校又は高等学校教諭の一種免許状のいずれかを有するものとする。

- 一 大学を卒業した者
- 二 学校教育法(昭和22年法律第26号)第104条第4項の規定により学士の学位を授与された者
- 三 外国において、学校教育における16年の課程を修了した者
- 四 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における16年の課程を修了した者
- 五 我が国において、外国の大学の課程(その修了者が当該外国の学校教育における16年の課程を修了したとされるものに限る。)を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者
- 五の二 外国の大学その他の外国の学校(その教育研究活動等の総合的な状況について、当該外国の政府又は関係機関の認証を受けた者による評価を受けたもの又はこれに準ずるものとして文部科学大臣が別に指定するものに限る。)において、修業年限が3年以上である課程を修了すること(当該外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該課程を修了すること及び当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって前号の指定を受けたものにおいて課程を修了することを含む。)により、学士の学位に相当する学位を授与された者
- 六 専修学校の専門課程(修業年限が4年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。)で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者
- 七 文部科学大臣の指定した者
- 八 大学に3年以上在学した者、外国において学校教育における15年の課程を修了した者又は外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における15年の

<p>課程を修了した者であって、本研究科において、所定の単位を優秀な成績で修得したものと認めたもの</p> <p>九 学校教育法第102条第2項の規定により大学院に入学した者であって、本研究科において、本研究科における教育を受けるにふさわしい学力があると認めたもの</p> <p>十 本研究科において、個別の入学資格審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、22歳に達したもの</p> <p><u>2 専門職学位課程への入学資格は、前項の一つに該当し、かつ、免許法に定める幼稚園、小学校、中学校又は高等学校教諭の一種免許状のいずれかを有するものとする</u></p> <p>第80条～第85条 (省略)</p> <p>(既修得単位の認定)</p> <p>第86条 本研究科において教育上有益と認めるときは、本研究科に入学を許可された者が、本研究科に入学する前に本研究科、他の大学院又は外国の大学院において履修した授業科目について修得した単位(大学院設置基準(昭和49年文部省令第28号)第15条に規定する科目等履修生として修得した単位を含む。)を、審査の上、本研究科において修得したものとみなすことができる。</p> <p>2 前項の規定により本研究科において修得したとみなすことのできる単位数は、第99条第2項の単位を含めて、<u>修士課程においては10単位まで、専門職学位課程については18単位までとする。</u></p> <p>第87条～第94条 (省略)</p> <p>(履修方法)</p> <p><u>第95条 修士課程の教育は、授業科目の授業及び学位論文の作成等に対する指導(以下「研究指導」という。)により行うものとする。</u></p> <p><u>2 専門職学位課程の教育は、授業科目の授業により行うものとする。</u></p> <p>第96条 (省略)</p>	<p>課程を修了した者であって、本研究科において、所定の単位を優秀な成績で修得したものと認めたもの</p> <p>九 学校教育法第102条第2項の規定により大学院に入学した者であって、本研究科において、本研究科における教育を受けるにふさわしい学力があると認めたもの</p> <p>十 本研究科において、個別の入学資格審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、22歳に達したもの</p> <p><u>2 削る。</u></p> <p>第80条～第85条 (同左)</p> <p>(既修得単位の認定)</p> <p>第86条 本研究科において教育上有益と認めるときは、本研究科に入学を許可された者が、本研究科に入学する前に本研究科、他の大学院又は外国の大学院において履修した授業科目について修得した単位(大学院設置基準(昭和49年文部省令第28号)第15条に規定する科目等履修生として修得した単位を含む。)を、審査の上、本研究科において修得したものとみなすことができる。</p> <p>2 前項の規定により本研究科において修得したとみなすことのできる単位数は、第99条第2項の単位を含めて18単位までとする。</p> <p>第87条～第94条 (同左)</p> <p>(履修方法)</p> <p><u>第95条 削る。</u></p> <p><u>第95条 専門職学位課程の教育は、授業科目の授業により行うものとする。</u></p> <p>第96条 (同左)</p>
---	---

<p>(授業科目及び履修方法等) 第97条 研究科の<u>専攻別及び専修別の授業科目</u>、<u>単位数並びに履修方法等</u>については、別に定める。</p> <p><u>(研究指導教員)</u> 第98条 学長は、<u>修士課程における授業科目の履修の指導及び研究指導を行うために、教授会の議を経て、学生ごとに研究指導教員を定める。</u></p> <p>(指導教員) 第98条の2 学長は、<u>専門職学位課程における授業科目の履修の指導を行うために、教員会議の議を経て、学生ごとに指導教員を定める。</u></p> <p>(他の大学院又は外国の大学院における履修等) 第99条 学生が他の大学院又は外国の大学院の授業科目を履修することが教育上有益であると本研究科において認めるときは、あらかじめ、当該他の大学院又は外国の大学院と協議の上、学生が当該他の大学院又は外国の大学院の授業科目を履修することができる。 2 前項の規定により、<u>修得した単位は、教授会の議を経て、修士課程においては第86条第2項の単位を含めて10単位、専門職学位課程については第86条第2項及び第102条の2第2項の単位を含めて18単位を超えない範囲で、本研究科において修得したものとみなすことができる。</u></p> <p><u>第100条 修士課程の学生が他の大学院において研究指導を受けることが教育上有益であると本研究科において認めるときは、あらかじめ、当該他の大学院と協議の上、学生が当該他の大学院において研究指導の一部を受けることができる。</u> 2 <u>前項の研究指導を受けることができる期間は、1年を超えないものとする。</u></p> <p>第101条 (省略)</p> <p>(課程の修了)</p>	<p>(授業科目及び履修方法等) 第97条 研究科の授業科目、単位数並びに履修方法等については、別に定める。</p> <p><u>(研究指導教員)</u> 第98条 削る。</p> <p>(指導教員) 第98条 学長は、専門職学位課程における授業科目の履修の指導を行うために、<u>教授会</u>の議を経て、学生ごとに指導教員を定める。</p> <p>(他の大学院又は外国の大学院における履修等) 第99条 学生が他の大学院又は外国の大学院の授業科目を履修することが教育上有益であると本研究科において認めるときは、あらかじめ、当該他の大学院又は外国の大学院と協議の上、学生が当該他の大学院又は外国の大学院の授業科目を履修することができる。 2 前項の規定により、<u>修得した単位は、教授会の議を経て、第86条第2項及び第102条の2第2項の単位を含めて18単位を超えない範囲で、本研究科において修得したものとみなすことができる。</u></p> <p><u>第100条 削除</u></p> <p>第101条 (同左)</p> <p>(課程の修了)</p>
--	---

<p><u>第102条</u> 修士課程の修了は、研究科に2年以上在学し、第97条の規定に基づく授業科目について30単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、修士論文を提出し、その審査及び最終試験に合格しなければならない。ただし、修士論文については、専修に応じ、<u>適当と認められるときは、特定の課題についての研究の成果をもって代えることができる。</u></p> <p>第102条の2 専門職学位課程の修了は、研究科に2年以上在学し、第97条の規定に基づく授業科目について46単位以上を修得しなければならない。</p> <p>2 (省略)</p> <p>第102条の3 前2条に定める要件を満たした者について、学長は、教授会の議を経て、修了を認める。</p> <p>(学位の授与)</p> <p>第103条 修了を認められた者については、<u>修士又は教職修士(専門職)</u>の学位を授与する。</p> <p>2 前項に規定するもののほか、<u>修士又は教職修士(専門職)</u>の学位授与に関し必要な事項は、本学学位規程の定めるところによる。</p> <p>第104条 修士の学位を有する者又は大学を卒業し3年以上の研究、教職歴を有する者で、本研究科において特定の専門事項を研究することを願い出るものがあるときは、教育及び研究に支障のない限り、選考の上、研究生として入学を許可することがある。</p> <p>2 (省略)</p> <p>第105条～第109条 (省略)</p>	<p><u>第102条</u> 削る。</p> <p>第102条 専門職学位課程の修了は、研究科に2年以上在学し、第97条の規定に基づく授業科目について46単位以上を修得しなければならない。</p> <p>2 (同左)</p> <p>第102条の2 前条に定める要件を満たした者について、学長は、教授会の議を経て、修了を認める。</p> <p>(学位の授与)</p> <p>第103条 修了を認められた者については、<u>教職修士(専門職)</u>の学位を授与する。</p> <p>2 前項に規定するもののほか、<u>教職修士(専門職)</u>の学位授与に関し必要な事項は、本学学位規程の定めるところによる。</p> <p>第104条 <u>修士若しくは教職修士(専門職)</u>の学位を有する者又は大学を卒業し3年以上の研究、教職歴を有する者で、本研究科において特定の専門事項を研究することを願い出るものがあるときは、教育及び研究に支障のない限り、選考の上、研究生として入学を許可することがある。</p> <p>2 (同左)</p> <p>第105条～第109条 (同左)</p> <p><u>附 則(令○規第○号改正)</u></p> <p><u>1 この学則は、令和3年4月1日から施行する。</u></p> <p><u>2 令和3年3月31日において現に大学院学生として在学する者で、令和3年4月1日以降において引き続き在学する者の取扱いについては、この学則にかかわらず、なお従前の例による。</u></p>
--	--

別表（第32条第1項及び第3項関係）（省略）

別表（第32条第2項及び第3項関係）

専攻（専修）	教員の免許状の種類（免許教科又は領域）
<u>特別支援教育専攻</u> <u>（特別支援教育専修）</u>	<u>特別支援学校教諭専修免許状</u> <u>（視覚障害者に関する教育の領域）</u> <u>（聴覚障害者に関する教育の領域）</u> <u>（知的障害者に関する教育の領域）</u> <u>（肢体不自由者に関する教育の領域）</u> <u>（病弱者に関する教育の領域）</u>
<u>教科教育専攻</u> <u>（国語教育専修）</u>	<u>幼稚園教諭専修免許状</u> <u>小学校教諭専修免許状</u> <u>中学校教諭専修免許状（国語）</u> <u>高等学校教諭専修免許状（国語）</u>
<u>（社会科教育専修）</u>	<u>小学校教諭専修免許状</u> <u>中学校教諭専修免許状（社会）</u> <u>高等学校教諭専修免許状（地理歴史）（公民）</u>
<u>（数学教育専修）</u>	<u>幼稚園教諭専修免許状</u> <u>小学校教諭専修免許状</u> <u>中学校教諭専修免許状（数学）</u> <u>高等学校教諭専修免許状（数学）</u>
<u>（理科教育専修）</u>	<u>小学校教諭専修免許状</u> <u>中学校教諭専修免許状（理科）</u> <u>高等学校教諭専修免許状（理科）</u>
<u>（音楽教育専修）</u>	<u>幼稚園教諭専修免許状</u> <u>小学校教諭専修免許状</u> <u>中学校教諭専修免許状（音楽）</u> <u>高等学校教諭専修免許状（音楽）</u>
<u>（美術教育専修）</u>	<u>幼稚園教諭専修免許状</u> <u>小学校教諭専修免許状</u>

別表（第32条第1項及び第3項関係）（同左）

別表（第32条第2項及び第3項関係）

専攻（専修）	教員の免許状の種類（免許教科又は領域）
高度教職実践専攻	幼稚園教諭専修免許状 小学校教諭専修免許状 中学校教諭専修免許状 （国語）（社会）（数学）（理科） （音楽）（美術）（保健体育）（技術） （家庭）（英語） 高等学校教諭専修免許状 （国語）（地理歴史）（公民）（数学） （理科）（音楽）（美術）（保健体育） （家庭）（工業）（英語）

	<p><u>(保健体育専修)</u></p> <p><u>(生活系教育専修)</u></p> <p><u>(英語教育専修)</u></p>	<p><u>中学校教諭専修免許状 (美術)</u></p> <p><u>高等学校教諭専修免許状 (美術)</u></p> <p>幼稚園教諭専修免許状</p> <p>小学校教諭専修免許状</p> <p><u>中学校教諭専修免許状 (保健体育)</u></p> <p><u>高等学校教諭専修免許状 (保健体育)</u></p> <p>小学校教諭専修免許状</p> <p><u>中学校教諭専修免許状 (技術) (家庭)</u></p> <p><u>高等学校教諭専修免許状 (家庭) (工業)</u></p> <p>小学校教諭専修免許状</p> <p><u>中学校教諭専修免許状 (英語)</u></p> <p><u>高等学校教諭専修免許状 (英語)</u></p>	
	<p>高度教職実践専攻</p>	<p>幼稚園教諭専修免許状</p> <p>小学校教諭専修免許状</p> <p>中学校教諭専修免許状</p> <p>(国語) (社会) (数学) (理科)</p> <p>(音楽) (美術) (保健体育) (技術)</p> <p>(家庭) (英語)</p> <p>高等学校教諭専修免許状</p> <p>(国語) (地理歴史) (公民) (数学)</p> <p>(理科) (音楽) (美術) (保健体育)</p> <p>(家庭) (工業) (英語)</p>	

宮城教育大学教授会規程（案）

平成16年4月1日制定  
令和2年2月28日最終改正

（趣旨）

第1条 国立大学法人宮城教育大学学則第24条第2項に基づき、宮城教育大学教授会（以下「教授会」という。）の組織及び運営については、この規程の定めるところによる。

（組織）

第2条 教授会は、学長、副学長並びに専任の教授、准教授及び講師をもって組織する。

（審議事項）

第3条 教授会は、次の各号に掲げる事項について審議し、学長が決定を行うに当たり意見を述べるものとする。

- 一 学生の入学、卒業及び課程の修了に関する事項
  - 二 学位の授与に関する事項
  - 三 学部、研究科の教育課程の編成に関する事項
  - 四 学生の身分に関する事項（退学、休学、除籍、懲戒等）
  - 五 教員人事における教員の採用、昇任、懲戒等に関する事項
- 2 教授会は、前項に規定するもののほか、学長がつかさどる教育研究に関する事項について審議し、及び学長の求めに応じ、意見を述べることができる。

（議長）

第4条 教授会に議長を置き、学長をもって充てる。

- 2 議長は、教授会を主宰する。
- 3 学長が欠けた場合又は事故がある場合には、教授会があらかじめ指定した者が前2項の職務を代行する。

（会議の開催）

第5条 教授会は、原則として隔月1回開催する。

- 2 学長が必要と認めるときは、臨時に教授会を開催することができる。
- 3 教授会の構成員の3分の1以上から議題を付して要求があったときは、教授会を開催しなければならない。

（定足数）

第6条 教授会の定足数は、構成員（休職中の者、1ヶ月以上の病氣療養中の者及び出張・研修中の者を除く。次項において同じ。）の過半数とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、第3条第1項第5号に掲げる事項に関する議事についての定足数は、構成員の3分の2以上とする。

（議決）

第7条 教授会の議事は、出席した構成員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

- 2 前項の規定にかかわらず、前条第2項の議決については、出席した構成員の3分の2以上をもって

決する。

(議案)

第8条 教授会の議案は、学長が定め、あらかじめ構成員に通知しなければならない。

2 構成員から議案を提出しようとするときは、あらかじめ学長に提案しなければならない。

3 前2項の規定にかかわらず、緊急を要する事項については、会議の際、出席した構成員の同意を得て、議案に追加することができる。

(議事録)

第9条 議長は、教授会の議事録を作り、次回以降の教授会に提出してその承認を得なければならない。

(構成員以外の者の出席)

第10条 大学院を担当しない教授、准教授及び講師は、教授会に出席し、学部の事項に関し、議事に参加し、議決することができる。

2 助教及び助手は、教授会に出席することができる。

3 議長は、教授会の同意を得て、構成員以外の者を教授会に出席させることができる。

(庶務)

第11条 教授会の庶務は、経営企画課において処理する。

(運営の細目)

第12条 この規程に定めるもののほか、教授会の議事及び運営上必要な事項は、教授会が定める。

(規程の改廃)

第13条 この規程の改廃は、構成員の3分の2以上が出席した教授会において、出席した構成員の3分の2以上の同意を得なければならない。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則 (19規第10号改正)

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則 (19規第10号改正)

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則 (23規第89号改正)

この規程は、平成23年1月12日から施行し、改正後の規程は平成22年4月1日から適用する。

附 則 (27規第7号改正)

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則 (令2規第20号改正)

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

附 則 (令〇規第〇号改正)

この規程は、令和 年 月 日から施行する。